

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱

(平成24年7月12日区長決定)
(平成25年4月1日一部改正)
(平成25年12月9日一部改正)
(平成26年9月12日一部改正)
(平成28年1月4日一部改正)
(平成30年11月6日一部改正)
(令和2年7月31日一部改正)
(令和3年3月19日一部改正)
(令和3年5月18日一部改正)
(令和4年4月27日一部改正)
(令和5年9月8日一部改正)
(令和6年12月3日一部改正)
(令和7年12月26日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、低所得で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、日常生活における支援を受けながら、安心して生き生きと明るく暮らせるよう低額な料金で入居できる都市型軽費老人ホームの整備を行う法人に対し、整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、都市型軽費老人ホームの整備を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、次に定める法人とする。ただし、法人住民税を滞納していない者であり、この要綱に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の目的と補助制度を十分に理解し、補助金を適正に管理できると認められる法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- (8) その他の法令に基づき法人格を与えられた者であって、区長が適当であると認めたもの

(9) 前各号の法人が運営する都市型軽費老人ホームの土地所有者等又は建物所有者等

(暴力団等の排除)

第2条の2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(運営事業者)

第3条 この要綱に基づく都市型軽費老人ホームの運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、第2条第1号から第8号までに定める法人とする。

(事業の運営)

第4条 事業の運営については、補助対象者及び運営事業者は、次の各号に掲げる要件を充足しなければならない。

(1) 事業内容が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び社会福祉法等の法令に適合すること。

(2) 運営事業者は、入所対象となる者の諸条件及び入所申込者に対するサービスの提供に関して区と連携すること。

(3) 都市型軽費老人ホームの事業を継続して行うため、原則として運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。

(4) 運営事業者は、介護又は見守りを要する高齢者の処遇及び都市型軽費老人ホーム運営事業について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。

(5) 運営事業者が、社会福祉法人以外である場合は、東京都知事の許可を受け、又は許可を受ける見込みがあること。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区が申請する東京都の都市型軽費老人ホーム整備費補助事業による補助対象とされた、次の各号に掲げる都市型軽費老人ホームの整備事業とする。

(1) 事業者創設型

運営事業者が新たに建物を新築し、又は既存建物を買い取り、改修して行う整備事業

(2) 事業者改修型

運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業

(3) オーナー創設型

第2条第9号に定める土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建物を新築し、又は既存建物等を買い取り、改修して行う整備事業

(4) オーナー改修型

第2条第9号に定める建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備事業

(補助金の対象経費及び交付額)

第6条 補助金の対象経費及び交付額は別表1のとおりとする。

(補助事業の完了時期)

第7条 補助事業（当該事業が複数年度にわたる場合は、各会計年度分の事業とする。以下同じ。）は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

（協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、区長と事前に協議をしなければならない。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第10条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、適當と認められない場合は補助金の不交付決定をし、板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

（補助条件）

第11条 補助金の交付に当たっては、別記1の補助条件を付すものとする。この場合において、第2条第3号から第5号までに定める法人に対して補助する場合には別記2の補助条件を、第2条第6号又は第7号に定める法人に対して補助する場合には別記3の補助条件を、第2条第8号に定める法人に対して補助する場合には別記2又は別記3のうち区長が必要と認める補助条件を、第2条第9号の土地所有者等に対して補助する場合には別記4の補助条件を、第2条第9号の建物所有者等に対して補助する場合には別記5の補助条件を併せて付するものとする。

（交付時期）

第12条 補助金は、第15条に規定する交付請求書を、補助事業者が区長に提出した後に交付する。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は別記1の補助条件2の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金実績報告書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第14条 区長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る補助事業の成果が、第10条の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金確定通知書（別記第5号様式）により通知する。

（交付請求）

第15条 補助事業者は、第10条の規定による補助金の交付決定を受けた補助金を請求する場合は、板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金交付請求書（別記

第6号様式)に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。
(消費税等に係る税額控除の報告)

第16条 補助事業者は、第11条の規定により付された別記1の補助条件17に規定する報告を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第7号様式)により行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 区長は補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助事業者が次の(1)から(3)までの一に該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号） 第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから3週間以内に、別記第4号様式に必要な書類を添付して補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

6 補助金の額の確定

区長は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 区長は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。
- (2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 区長は、補助事業者が次のアからオまでのいずれか一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、補助対象者が当該補助条件12に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。
- オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) 前項の規定は6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

- (1) 区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 区長は、8によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

10 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、8により補助金の交付の決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 区長は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

13 財産処分による収入の取扱

補助事業者が、区長の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があつた場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させことがある。

14 財産管理

補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

15 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1.6 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならぬ。

1.7 消費税等に係る仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（一支社、一支部等を含む。）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行はず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき区長へ報告を行うこと。

また、補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

1.8 資金提供

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

1.9 契約

補助事業者が補助事業を行なうために締結する契約については、板橋区都市型軽費老人ホーム整備にかかる入札取扱基準に基づき行うこと。ただし、特別養護老人ホーム等との併設の場合は、特別養護老人ホーム等の入札基準をもってこの補助事業の入札基準とする。

2.0 建設工事の下請け

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2.1 補助金の重複交付

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き年賀葉書等の寄付金配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

2.2 防火設備整備の条件

消防法施行令により設置が義務化されている防火設備については、施行日にかかわらず本整備とあわせて整備すること。

なお、原則、スプリンクラーについては延べ面積が基準以下でも整備すること。

2.3 根抵当権設定の禁止

補助対象者は、補助を受けようとする都市型軽費老人ホームの建物及び土地について、根抵当権を設定しないこと。

2.4 建物賃借権登記

オーナー整備型により整備を行った建物は、都市型軽費老人ホームの事業の存続に必要な期間の建物賃借権登記をすること。

2.5 契約に関する注意事項

補助事業を行うために締結する工事請負契約については、一般競争入札に付する等、区が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営を行うこと。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人(以下「公益法人」という。)の場合の「公益法人会計基準」等)に基づき適正に会計処理を行うこと又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存を行うこと。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80パーセント以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50パーセント以上であること。

農業協同組合法により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、都市型軽費老人ホームの運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(4) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 施設の運営等に関し、社会福祉法第70条に定める調査等へ協力すること。

(2) 施設の運営に関し、老人福祉法、社会福祉法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)を遵守すること。

(3) 補助の申請を行う法人の定款、役員履歴、收支予算書等の法人運営関係書類を区が求める場合に提出すること。

(4) 原則として3年間を超える事業実績を記した書類(事業報告書、收支決算書等)を区が求める場合に提出すること。

(5) 補助を受けた法人の予算及び事業運営に関し、区からの指導及び助言に協力すること。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営を行うこと。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理を行うこと。
- (2) 都市型軽費老人ホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。
- (2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

- (1) 施設の運営等に関し、社会福祉法第70条に定める調査等へ協力すること。
- (2) 施設の運営に関し、老人福祉法、社会福祉法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)を遵守すること。
- (3) 補助の申請を行う法人の定款、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類を区が求める場合に提出すること。
- (4) 原則として3年間を超える事業実績を記した書類(事業報告書、収支決算書等)を区が求める場合に提出すること。
- (5) 補助を受けた法人の予算及び事業運営に関し、区からの指導及び助言に協力すること。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する都市型軽費老人ホーム運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者が十分協議の上、建物の設計内容及び事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、第2条第3号から第5号までに定める法人等の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、第2条第6号又は第7号に定める法人等の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する都市型軽費老人ホーム運営事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容及び事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、第2条第3号から第5号までに定める法人等の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、第2条第6号又は第7号に定める法人等の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

別表1（第6条関係）

1 区 分	2 定員1人あたりの基準額		3 対象経費	4 交付額
	別表2に定める施設を併設しない場合	別表2に定める施設を併設する場合		
(1) 事業者創設型	7,940,000 円	8,940,000 円	(1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費 (2) 工事事務費	・基準額に定員数（20人を上限とする。）を乗じて得た額と対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない額(1,000円未満切捨て)
(2) 事業者改修型	5,550,000 円	6,250,000 円	(1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 イ 借り上げる建物の改修経費 (2) 工事事務費	
(3) オーナー創設型	7,940,000 円	8,940,000 円	(1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費 (2) 工事事務費	
(4) オーナー改修型	5,550,000 円	6,250,000 円	(1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 (2) 工事事務費	

備考

- (1) 本事業は、原則として単年度事業とする。ただし、単年度で事業が完了しない場合は、上記交付額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度毎に支払うものとする。
- ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度（補助事業者に対して区が初回の補助内示を行った年度をいう。）の補助要綱に定める算定方法を適用する。
- (2) 施設整備費において、次に掲げる費用については、補助対象としないものとする。
- ア 土地の買収又は整地に要する費用
 - イ 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
 - ウ その他施設整備費として適當と認められない費用
- (3) 既存建築物の買取り、改修については、建物を新築することより、効率的であると認められる場合に限る。
- (4) 工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗

品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。

ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。

(5)事業者改修型及びオーナー改修型について、東京都補助金等交付規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

別表2（第6条関係）

対象施設	要件
特別養護老人ホーム（併設のショートステイを含む）	特別養護老人ホーム整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
介護老人保健施設	介護老人保健施設整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
軽費老人ホーム（ケアハウス）	定員30名以上の軽費老人ホーム（ケアハウス）で介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもののうち、当該施設整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金交付を受けるもの
看護小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
地域密着型特別養護老人ホーム（併設のショートステイを含む）	地域密着型特別養護老人ホーム（併設のショートステイを含む）整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律26号）第5条に基づく登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅
介護専用型有料老人ホーム	介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホームのうち、当該施設の整備に係る東京都補助要綱に基づく補助金の交付を受けているもの
訪問看護ステーション	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護ステーション

※対象施設を新たに整備する場合（改築、増額によるものは含めない。）を対象とする。

第1号様式(第9条関係)

年　　月　　日

(宛先) 板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 施設名 _____

(添付書類)

- (1) 所要額調書 (別紙1-1)
- (2) 事業計画書 (別紙1-2)
- (3) 誓約書 (別紙1-3)
- (4) 住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別紙1-1

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金所要額調書

設置主体:

施設名:

(単位:円)

補助区分	併設施設	年度	出来高 (%)	総事業費 A	寄附金その他の 収入 B	差引額 C=A-B	施設設置者の補助対 象経費支出(予定)額 D	対象経費の 実支出(予定)額 E (C, Dのうち少ない額)	定員 F	区基準額		区補助算定額 I (E, Hのうち少ない額)
										補助単価 G	算定額 H=(F×G×出来高)	
											0	
											0	
各年度の合計		0%	0	0	0	0	0	0			0	0

(注) 1 補助区分には、事業者創設型、事業者改修型、オーナー創設型、オーナー改修型のいずれかを記入すること。

2 併設施設欄には、補助要綱の別表2に掲げる施設の整備の有無を記入すること。

3 G欄には、事業開始年度の補助要綱に定める補助額を記入すること。

4 I欄には、E欄、H欄の金額を比較して少ない額を記入すること。

5 I欄は、1,000円未満の端数は切り捨てて記入すること。

別紙1－2

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 補助区分

(3) 設置主体及び運営主体

(4) 定員

(5) 年次計画

単年度	・	複数年	(か年)			
出来高		年度	%	年度	%	年度	%

(6) 併設施設の状況

無 ・ 有 (併設施設の種別・定員：)

(7) 事業の目的

2 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷 地 面 積	m ²	(都市計画上の用途地域)
イ 敷地の所有形態		(所有権 ・ 賃借権 年)
		(権利関係 :)
ウ 施設整備の区分	①創設 ②買取り・改修 ③既存建物改修	
エ 建物の面積等	建築面積 m ²	延床面積 m ²
	建ぺい率 %	容 積 率 %
オ 建 物 の 構 造	造	階建て (準耐火建築 ・ 耐火建築)

(2) 施設整備に要する総事業費

総 額	円
うち 年度	円

(3) 施設整備に対する区補助金予定額

総 額	円
うち 年度	円

(4) 施行計画(案)

ア 直営・請負の別	直営	・	請負			
イ 工事請負契約年月日	年	月	日			
ウ 着工年月日	年	月	日			
エ 竣工（予定）年月日	年	月	日			
オ 事業開始（予定）年月日	年	月	日			

(5) その他参考事項(添付書類)

誓 約 書

板橋区長 様

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱第9条の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱別記補助条件8(1)才の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱別記補助条件9(1)の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、区長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　月　　日

法人の所在地

法人名

代表者

- * 法人その他の団体にあたっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
(下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その契約の相手方が暴力団又は暴力団員に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められる者を含む。)
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第2号様式（第10条関係）

年　　月　　日

様

板橋区長

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金_____円

2 補助条件 別紙のとおり

第3号様式（第10条関係）

年　　月　　日

様

板橋区長

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

(理　由)

第4号様式（第13条関係）

年　月　日

(宛先)板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金実績報告書

年　月　日付けで交付決定のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

精算額　　金_____円

施設名_____

(添付書類)

- (1) 精算額調書 (別紙4-1)
- (2) 事業実績報告書 (別紙4-2)
- (3) 前各号で掲げたもののほか、区長が必要と認める書類

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金精算額調書

設置主体:

施設名:

(単位:円)

補助区分	併設施設	年度	出来高 (%)	総事業費 A	寄附金その他 の収入 B	差引額 $C=A-B$	施設設置者の補助対 象経費実支出額 D	対象経費の 実支出額 E (C, Dのうち少ない 額)	定員 F	区基準額		補助金 交付決定額 I	区補助精算額 J (E, H, Iのうち少ない額)	不要額 K
										補助単価 G	算定額 $H=(F \times G \times \text{出来高})$			
										0				
										0				
各年度の合計		0%		0	0	0	0	0			0	0	0	0

(注) 1 補助区分には、事業者創設型、事業者改修型、オーナー創設型、オーナー改修型のいずれかを記入すること。

2 併設施設欄には、補助要綱の別表2に掲げる施設の整備の有無を記入すること。

3 G欄には、事業開始年度の補助要綱に定める補助額を記入すること。

4 J欄には、E欄、H欄、I欄の金額を比較して少ない額を記入すること。

5 J欄は、1,000円未満の端数は切り捨てて記入すること。

別紙4－2

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 補助区分

(3) 設置主体及び運営主体

(4) 定員

(5) 年次計画

単年度・複数年(か年)

出来高	年度	%	年度	%	年度	%
-----	----	---	----	---	----	---

(6) 併設施設の状況

無・有(併設施設の種別・定員：)

2 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 m² (都市計画上の用途地域)

イ 敷地の所有形態 (所有権・賃借権 年)

(権利関係 :)

ウ 施設整備の区分 ①創設 ②買取り・改修 ③既存建物改修

エ 建物の面積等 建築面積 m² 延床面積 m²

建ぺい率 % 容積率 %

オ 建物の構造 造 階建て (準耐火建築・耐火建築)

(2) 施設整備に要する総事業費

総額 円

うち 年度 円

(3) 施設整備に対する区補助金予定額

総額 円

うち 年度 円

(4) 施行計画

ア 直営・請負の別	直営	・	請負
イ 工事請負契約年月日	年	月	日
ウ 着工年月日	年	月	日
エ 竣工（予定）年月日	年	月	日
オ 事業開始（予定）年月日	年	月	日

(5) その他参考事項(添付書類)

第5号様式（第14条関係）

年　月　日

様

板橋区長

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金確定通知書

年　月　日付けで交付決定した、板橋区都市型軽費老人ホーム
整備費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

2 交付決定額 金 _____ 円

第6号様式（第15条関係）

年　月　日

(宛先)板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金交付請求書

年　月　日付けで交付決定のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請　求　額　　金_____円

施　設　名　_____

(添付書類)

- (1) 支払金口座振替依頼書
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第7号様式（第16条関係）

年　月　日

(宛先) 板橋区長

所在地
法人名
代表者

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付けで交付決定のあった板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額又は事業実績報告額

金　　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　円

(注) 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）